

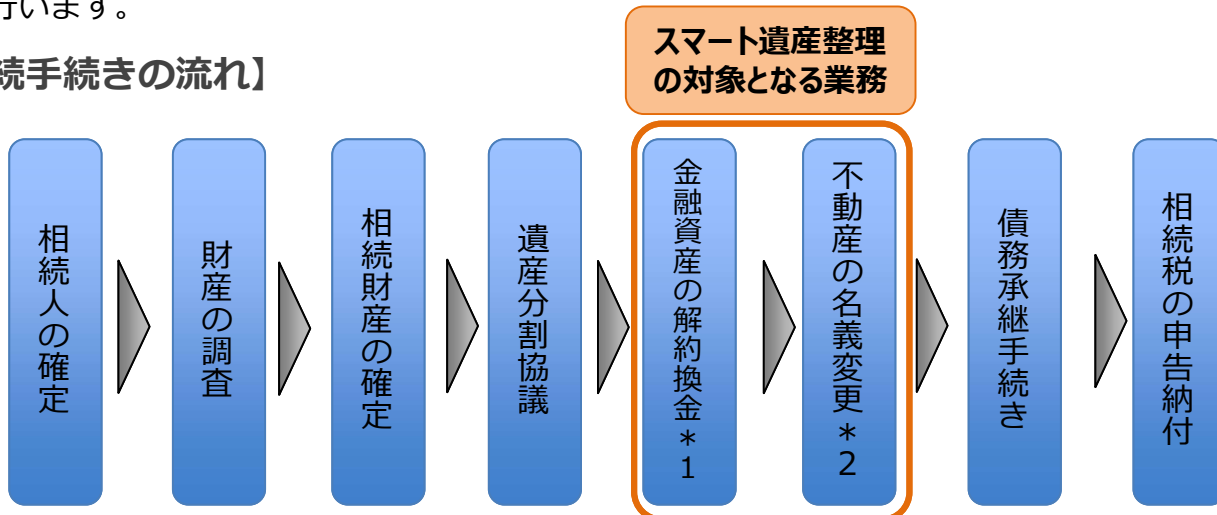
スマート遺産整理

(遺産整理業務)

スマート遺産整理は、ご相続人さまにご指定いただいた財産について、ご相続人さまに代わって新生信託銀行が相続手続きを行うものです。

お引き受けする際には、ご相続人さまの中から相続人代表をお選びいただきます。新生信託銀行は相続人代表に確認をいただきながら業務を進めます。業務完了後は、ご指定いただいた相続人代表の口座に相続財産の送金を行います。

【相続手続きの流れ】



- * 1 ご指定いただいた金融資産について調査・解約・換金手続きを行います（名義変更手続きは行いません。）
- * 2 名義変更手続きについては司法書士による手続きをご案内いたします。

【スマート遺産整理手数料* 3】

(消費税込み)

基本手数料		330,000円
財産比例手数料 * 4	SBIグループでお預かりしている 金融資産* 5	相続財産評価額×0.11%
	上記以外の金融資産など	相続財産評価額×0.44%

加算報酬

A. 法定相続人6名以上は、6人目より1名あたり20,000円（税込22,000円）

B. 金融機関4社以上は、4社目より1社あたり50,000円（税込55,000円）

※同一金融機関であれば、取引支店が複数あった場合も1社とします。

※追加は3社までとします。

- * 3 手数料の上限額は500万円（税込550万円）になります。
- * 4 財産比例手数料は、遺産整理業務の対象となる金融資産等の相続税評価額のみに基づいて計算します（不動産は対象外）。相続財産評価額は新生信託銀行所定の方法で算出いたします（借入金等の消極財産は控除いたしません）。
- * 5 SBIグループ（SBI新生銀行、SBI証券、新生信託銀行）でお預かりしている金融資産の範囲は次のとおりです。SBI新生銀行でお預かりしている預金、およびSBI新生銀行が募集・販売・仲介した投資信託・国債・保険商品・金融商品等。新生信託銀行でお預かりしている金銭信託商品等。SBI証券でお預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券等。

- SBI新生銀行は、新生信託銀行の併営業務代理店として遺産整理業務にかかる契約締結の媒介を行います。ご契約は、お客さまと新生信託銀行との間で成立します。
- 遺産整理業務のご利用には新生信託銀行所定の手数料がかかります。SBI新生銀行による媒介にあたり、お客さまがSBI新生銀行に支払う手数料はありませんが、お客さまが新生信託銀行に対して負担する手数料の一部をSBI新生銀行が報酬として得ることがあります。また、戸籍謄本および固定資産税評価証明書等取り寄せ費用等の諸費用がかかることがあります。
- ご依頼内容によっては、お引き受けできない場合があります。
- SBI新生銀行による媒介を通じて新生信託銀行の遺産整理業務のご利用をお申込みの際には、各社作成の最新のパンフレットや商品概要説明書を必ずご確認ください、商品内容を十分にご確認のうえ、ご自身の判断と責任においてお申し込みください。

SBI 新生銀行

株式会社SBI新生銀行
登録金融機関：関東財務局長（登金）第10号
加入協会：日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会

SBI 新生信託銀行

商号等：新生信託銀行株式会社
登録金融機関 関東財務局長（登金）第22号
加入協会：日本証券業協会